

国土交通省成長戦略
H22年5月17日

現行社会実験の概要

地域活性化等の観点からイベント施設やオープンカフェの設置等水辺空間を活かした賑わいの創出や魅力あるまちづくりに寄与し、地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用を可能とするため、平成16年より民間事業者による河川敷地での営利活動を可能にする規制緩和を社会実験（特例措置）として実施。

沙流川（平取町）、利根川（香取市）、堀川（名古屋市）、堂島川等（大阪市）、道頓堀川（大阪市）、箕面川（箕面市）、京橋川等（広島県）、那珂川等（福岡市）の8区域で実施。

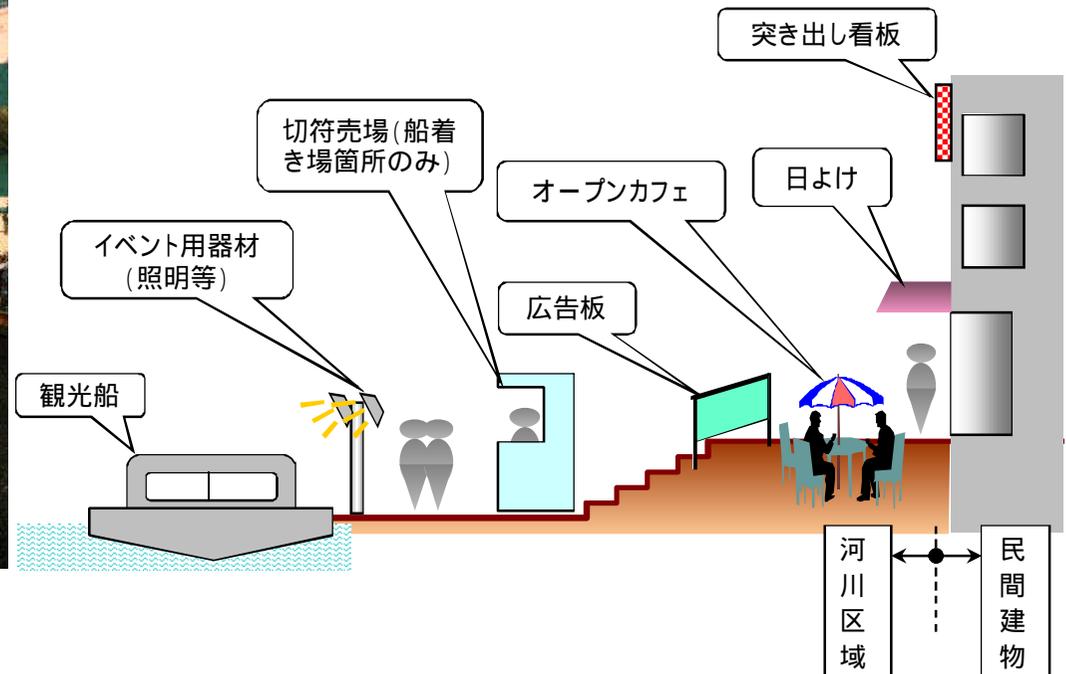
現行社会実験の内容



道頓堀川（大阪市）

大阪市による川の兩岸の遊歩道の整備や船着場の整備に合わせた民間事業者によるオープンカフェの設置やイベントの開催

河川空間利用のイメージ



国土交通省成長戦略(平成22年5月17日策定)

平成23年度より、社会実験としての区域指定を行わずに全国で実施が可能とする。
(平成22年度末に河川敷地占用許可準則を改正)

「河川敷地占用許可準則」の一部改正について

平成 23 年 1 月
河川局水政課
河川局河川環境課

1. 背景

国土交通省では、河川法第 24 条に規定する河川区域内の土地（河川管理者以外の者が権原を有する土地を除く。以下「河川敷地」という。）の占用許可の審査基準として「河川敷地占用許可準則」（平成 11 年建設省河政発第 67 号）を制定しているところである。

当該審査基準においては、河川敷地の占用における占用主体及び占用施設を公共性、公益性を有するもの等に限定しているところである。しかし、近年、河川敷地を賑わいのある水辺空間等として積極的に活用したいという要望が増加していることなどを踏まえ、平成 16 年 3 月から、河川局長が指定した区域に限り、営業活動等を行う事業者等による都市及び地域の再生等に資する目的の河川敷地の利用を可能とする特例措置を社会実験として実施してきたところである。

一方、平成 22 年 5 月に国土交通省成長戦略がとりまとめられ、行政財産の商業利用による成長支援の一環として、河川空間のオープン化が提言されたところである。

このため、これまでの社会実験の成果を踏まえ、上記特例措置を区域指定を行わず全国で実施可能とするなどの河川空間のオープン化を進めるため、河川敷地占用許可準則の改正を予定しているところである。

2. 改正内容

都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例等に関する以下の改正を行う。

- (1) 河川管理者は、あらかじめ、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等の活用などにより地域の合意を図ったうえで、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占有することができる河川敷地の区域（以下「都市・地域再生等利用区域」という。）当該都市・地域再生等利用区域における都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占用の方針（以下「都市・地域再生等占用方針」という。）当該施設の占有の許可を受けることができる者（以下「都市・地域再生等占用主体」という。）を定めることができることとする。
- (2) 都市・地域再生等占用方針には、次に掲げる施設のうちから、占用の許可を受けることができる施設を選定するとともに、その選定した施設に係る許可方針を定めることとする。

広場

イベント施設

遊歩道

船着場

船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路を含む。）

から までに掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、
広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、
案内所、船舶修理場等

日よけ

船上食事施設

突出看板

川床

その他都市及び地域の再生等のために利用する施設（これと一体をなす
に掲げる施設を含む。）

（３）都市・地域再生等占用主体には、次に掲げる者のうちから、占用の許可を受け
ることができる者を選定することとする。

地方公共団体等の公的主体

営業活動を行う事業者等であって河川管理者、地方公共団体等で構成する
河川敷地の利用調整に関する協議会等において適切であると認められたもの
営業活動を行う事業者等

（４）占用の許可の期間は、地方公共団体等の公的主体が都市・地域再生等占用主体
となる占用にあつては１０年以内、営業活動を行う事業者等が都市・地域再生等
占用主体となる占用にあつては３年以内とすることとする。

（５）地方公共団体等の公的主体に占用の許可をする場合に、その占用施設を営業活
動を行う事業者等に使用させることができることとするとともに、その場合に許
可に付すべき条件、監督上必要な措置等を定めることとする。

（６）その他所要の改正を行う。

３．スケジュール（予定）

施行：平成２３年４月